

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」に対する公聴会

平成 25 年 2 月 26 日（火）15:00～15:15

さいたま新都心合同庁舎検査棟 7F

発言者：公述人 18

そちらに配っている資料、たぶん、関東地方整備局で配った 400 字のそれだけなんですけど、手書きの、すいません、ちょっと汚い字のやつで、一応、有識者会議の時の自分の感想も踏まえて、あとその時にいただいた資料と、それと並行して話すんで一応ちょっと聴いていただきたいと思います。まず原案の 4 章目の 1 番の洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標のところってありますよね。治水安全水準を 70 分の 1 から 80 分の 1 とし目標流量を基準地点において 17,000 m³/s と示しています。この一応数値は、一応さつき■■さんのところでもお話が出ていましたが 2006 年から 2008 年の関東地方整備局さんの策定作業でも、計画は河川整備計画案で治水安全水準を 50 分の 1、治水目標流量は 15,000 m³/s としていました。この今回、自分が 1 つだけ質問としてこっち出したものなんですけど、私第 5 回から江戸川有識者会議の方、傍聴者で参加してまして、その時、関東地方整備局の方から過去の、有識者、関係住民の方とかの、今までのパブコメとか、そのこういった意見とか、それをまとめてその回答とか、見解って形で、いろいろ項目ごとに出されていて、今回似たような私と同じ質問に対しての見解という形で、出ているんですけど、その時の質問が第 4 回利根川・江戸川有識者会議で示した治水安全度 50 分の 1 と今回示した安全の水準 70 分の 1 から 80 分の 1 の異なることについてという形で、見解でいくつか出されていて、その 1 つの中でその後いただいた流域の地方公共団体などからのご意見ご要望を踏まえつつ検討を行い項目番号 1-1 で述べた考え方で利根川・江戸川河川整備計画において目指す治水安全度、八斗島地点を年超過確率 70 分の 1 から 80 分の 1、治水対策に関わる目標流量を 17,000 m³/s とすることが適切と考え、その考えをお示した上で河川法の趣旨に沿って関係する住民、学識経験者、関係都県から意見を聴きましたと。これ、有識者会議でも小島さんとかがそういう説明はされていましたが、地方自治体ということで、埼玉県のなんか■■■■■■■■の■■さんとか、■■■■■■■■■■■■■■■■の■■さんのなんかコメントみたいな感じでこれ印刷出てまして、その中で、一応適切な高さのほうで治水安全度を設定するよう検討していただきたいということでございますとか、こういうふうに出ていますけど。僕はとにかく、まずこの答えで思ったのは、一応、そういう意見も踏まえつつ 70 分の 1、80 分の 1 ということで、今回こういうふうに原案では提出されているんですけど、そもそも、まず地方公共団体ということだけじゃなくて、これ、僕いろいろ勉強させてもらいまして、91 年のさつき、■■さんが言っていました河川法を改正されて、実際、国会でも河川局長の方とかおっしゃっていましたけれど、河川管理者は河川整備計画において関係住民の意見を反映させる責務があると、これ結局、今回だから 70 分の 1、80 分の 1 というこの水準が逆におかしいんじゃないかと思っている方とかもいっぱいいらっしゃるしまして、だから、いきなりこんなことして、提出されてもこちらとしてはほんとう納得できませんね。こういった意見とかをまず聞いていないということと、数字がいきなり言われてもこっちもわからなくて、どういような河川整備が必要だとか、あとどの程度の費用が掛かり、さらにあ他の周囲のどうい環境にどうい変化があるとか、そういう具体的なそういったものとかをちゃんとこちらの方に提出してもらわないと、この辺り浸かるからって、そんなふうに、ああこうなりましたとか言

われてもこちらも納得いかないんで、これは、本当に、こういうふうに勝手に決められて、ゴリ押しやられても、こちらとしてはまったく認められません。あともう1つ質問でこちらに出しましたが、原案で、第1章の2番、治水の変革の箇所ですね。基本高水ピークの流量を22,000m³/sと、原案では示しています。僕は、今回は、第5回から有識者会議のほうを、傍聴者で参加してまして、その間いろいろ勉強させてもらいました。それで、今回のこの高水の件に関して大熊委員の方で第6回から7回の方で、これ、多分関東地方整備局さんのほうから2月時点の時に、大熊委員の意見書の第6回から7回のその添付資料で原案を傍聴者の方にも配られていますんで。そのところで、その中身のことも、大熊委員もこの委員会でもこちら触れています。今回提出した意見で書いてあるのは、利根川・江戸川有識者会議の、委員である小池先生も、委員でいらっしゃいますので、それで、平成23年9月1日の日本学術会議において、既往最大洪水流量の推定値、これは、今度新モデルですね、国土交通省が新モデルで出された八斗島地点におけるその推定値ですね、これが、21,100m³/sっていう形で計算上算出された。およびそれに近い値となる200年超過確率洪水流量の推定値が22,200m³/sと、実際に流れたとされる流量はこの学術会議で言われたのが17,000m³/s、ここで大きな差があると。大熊委員のほうで、一応意見書で僕もその意見書も含めてもう1回勉強させてもらいました。実際に4,000m³/s以上数値として乖離があるということで、これを科学的にちゃんとこれを説明してくださいということで、大熊委員の方のその意見書に出ていました。僕、それを含めていろいろ勉強してきましたけれど、実際、その数値に基づくその計算の仕方とか、全く納得しがたいようなそういう過程でやっていました。かいつまんで言いますと、まず学術会議で提出されたカスリーン台風時の推定氾濫図、実際、地名とかも、玉度村とかそういうところどころのあたりを全く間違ったりとかして、大熊委員も言っていましたけど、これ現地調査しないで机上でやったのかなって話をされていました。この大熊委員の指摘も同様に、同じ委員である野呂委員のほうでも指摘されていますけど、実際、その氾濫区域がかなり大きいエリアでなっていて、図では作成されています。それで、実際、高崎市街地の上には、高崎台地のところですけど、その周辺より高さ10m以上のところも、そういった箇所のところにもちゃんと氾濫図のところにちゃんと黒ずくで塗られていたりとか、指摘されていて、実際、現地の調査で野呂委員とかも、当時カスリーン台風とか体験されている方の現地住民の方にもお聞きして、ここはあり得ないということでちゃんと証明されていました。それにも関わらず、氾濫したってことになっています。その高崎の、その台地のところだけではなくて、要はその周辺だけではなくて、四方八方の他の地域でも氾濫してないところを氾濫しましたという形で、そういう氾濫図で中でそういうふうに、示されています。実際、計算過程とかその辺も大熊委員からこちらの関係住民にわかるような形で、すごくわかりやすく説明していたんですけども、とにかく氾濫量のこういった判定、あの氾濫してないところとかも含めた地域も含めて氾濫量として推定して算出しているその過程自体がなんかもう、なんかこの21,100m³/sとかいうのとか、これもなんか信用できないかなというのが段々強く感じてきました。あともう1つ、他に2つあるんですけど、同じ有識者会議で委員であります関委員の指摘で話していますけれど、最終流出率の傾き1.0。なんで採用しているのってことで、僕も、この大熊委員のその意見書と一緒に、関委員のその流出率の、関数のその傾きのことの話なんですけれど、要は0.5から1.0にいきなり傾いていると。要は自然現象で、要はうちらが例えばなんかそういうみたときにいきなりなんかマジックのように、そういう状況になっているんで、それを勝手になんか計算モデル、そういうふうに使っていて、それを算出した、それをもとに作ったモデルを数値として、もうこれで証明されましたという。もう、これ自体そもそもなんかおかしいなって感じました。それで、実際、それに対する回答する形で、第7回の方に、小池委員のほうで回答され

ていました。この前、2月14日の時点で、議事録とか、関東地方整備局のほう、あの第5回と第7回までの、あの全部書いてある議事録、ちゃんともう一回読ませてもらいました。それ聞いていてもちょっとまったくわかんなかったんで、そこで言っているコメントとかもう1回言わせてもらうんですけど、「これらの有効降雨モデルの作成は、過去のそれぞれの地点の総雨量と総出量をプロットしていただきまして、それを分科会で出していただき、分科会の専門家の目で見たと、確かに第四紀火山岩類は直線で折れ線なしでやるべきで、それ以外のところについては飽和雨量を設定して一次流出率と流出率1.0でやるほうがよいと判断し、この提言に沿って国土交通省は新モデルを作っていたわけですね。」と。これは1番目の質問と一緒にですね。関係住民とかは全く無視していますよね。まず、その判断とかその分科会の専門家みたいなとか、そんなこと言われて、じゃあ1.0でもいいんだとか言われてもこっちは納得しないですね。まず僕が言いたいのはなんでそのデータとかもちゃんと完全に開示してください。その1.0だからいいってことをちゃんと科学的根拠とか、うちら関係住民これ関係しているんでちゃんとそれを言ってくれないと、こちら「はい、わかりました」とか言えませんが、それは絶対。まず、それが一つ。あと、森林の保水力のことなんですけれど、それについては関委員の意見書で出てまして、これを僕はあの個人的に、第5回以降の有識者会議からずっと勉強してきました、実際に、国土交通省で2011年の6月1日、要は馬淵大臣がもう1回あの基本高水、その新モデルでもう1回算出する、算出してくださいということで指示されて、国土交通省の方々、データをもう1回再検査した飽和雨量ですね。その再検査した結果の2011年6月の、そのデータまあ関委員が検証で述べているんですけど、烏川とか奥利根の流域、僕もデータ表を見て、ああ飽和雨量増えてんじゃないって感じでそう思いまして。実際その飽和雨量が増えて、その昭和33年とかそのモデルでいろいろ、さっきの有効降雨モデルの話なんですけれど、これもなんか連続的に計算できる物理的モデルとかあるいはDIASとか、2002年から2003年にチューニングしてモデルを入力してそれを34年と34年に流れを再度計算しましたとかこんなこと言われても、じゃあ本当にこの数字は合っているのとか僕には素朴に思いましたね。だから、その有効降雨モデルとかもそうだし、今の保水力の話、それもちょうとデータとか示してほしいですね。小池委員は、その第7回の有識者会議の議事録の、僕そのとき聞いていたんですけども、ちょっとよくわからなくて最初説明が。議事録でちゃんともう1回文書で追ったんですけど、「森林の土壌の変化がそのような変化と相殺されて、結果として検知できなかったことが私どもの結論でございます」と。これもおかしいですね。だから、これもちょうとデータとか、水文学の方といろいろ学術で議論しましたとかいうことコメントもしましたけれど、ちゃんと、河川法でうたっているように関係住民の人と一緒に、そういうわかる形で言っていないと、そんなこと言われても、だからパラメータが検知されたかどうか、経年的変化がなかったとかってそんなこと言われてもこっちは納得できないんで。だから、要するにこういった、いろいろないくつか出しましたけれど、そういった数値とかも、出し方とか既にもう僕らなんか信用してなくて。最後ちょっと結論として、今回のこの2つ目の質問のことなんですけど、野呂委員も一緒に第7回の有識者会議に関する意見という形で出しています。野呂委員は、この最大計算流量は国土交通省の新洪水流出モデルの計算で出されましたが、実績流量とされる17,000m³/s、正しくはカッコ約15,000m³/sとは約4,000m³/sの差があります。国土交通省はこの差のほとんどはカスリーン台風当時、八斗島より上流域で氾濫したものだとして2011年6月8日の日本学術会議の基本高水検証分科会に推定幅があると提出しその図から最大で77,000m³の洪水が溢れたという計算結果を示しました。しかし、この推定氾濫図は洪水が、先ほど大熊委員のその話でもないんですけど、高台のところですね。丘陵や台地を駆けのぼるという架空のもので、極めて大きな氾濫区域でありますと。もう、この

時点で僕も、だから、まずこの数値とかもそうだし、仮にしているこの説明もちゃんともう説明されていないんで、もう納得いかないんで。この前2月21日、僕は有識者会議出ていました。泊部長が、まあどう判断されるかわかんないですけど、このまま3月打ち切られることがあれば許しませんからね。それで、もう僕は、本当この八ッ場、この利根川計画、これは僕、人生かけているんで、絶対許さないんで、もしかそういう打ち切る形にしたら、お願いしますよ。さっき■■さんが言ったように、さっきの■■さんが言ったように関東地方整備局のあたりでもいろんな方いると思うんで、そういう市民の方側にたって、ちゃんとこれからの判断してもらおうと僕は信じています。お願いします。

以上